

『未利用口座管理手数料規定』

1. (本規定の適用)
この規定は 2020 年 11 月 1 日以降に開設された、普通預金口座および総合口座取引に適用されます。
2. (未利用口座の範囲)
 - (1) 最後のお預入れまたは払戻し等による口座残高の変動(以下、「お取引」といいます。なお、該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除くものとします。) から 2 年以上、一度もお取引がない普通預金口座(総合口座を含みませぬ。)を未利用口座として取扱います。
 - (2) 前項の口座のうち、通帳等の盗難および紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。
3. (未利用口座管理手数料)
 - (1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所に宛て、通知を発信します(第 4 項各号に定める場合を除きます)。なお、この通知が延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
 - (2) 前項の通知を発信してから、当組合が定める期間にお取引がない場合、任意の日に未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
預金者の口座が未利用口座である場合、翌年以降も同様の手続により未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
 - (3) 前項の未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引落すものとします。
 - (4) 第 2 項にかかわらず、次の場合、未利用口座管理手数料はかからないものとします。
 - ① 未利用口座の預金残高が 1 万円以上である場合
 - ② 当組合において、定期性預金の取引がある場合
 - ③ 当組合において、融資取引がある場合
 - ④ 当組合において、カードローン契約がある場合
 - ⑤ その他当組合が定める所定の場合
4. (口座の解約)
 - (1) 未利用口座の口座残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を、未利用口座管理手数料の一部として申し受けたのち、同口座を解約します。この場合、預金者は、未利用口座の口座残高以上の支払義務を負わないものとします。
 - (2) 前項による解約対象口座が総合口座の場合、あわせて定期預金口座も解約します。
 - (3) 前 2 項による口座解約にあたっての、預金者の手続きは不要です。
 - (4) 第 1 項および第 2 項による口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当組合は責任を負いません。
5. (未利用口座管理手数料の返却等)
 - (1) 引落とし済みの未利用口座管理手数料は返却致しません。
 - (2) 解約した口座の再利用はできません。
6. (規定の改定)
この規定を改定する場合は、その相当期間前に、改定内容を店頭ポスター、ホームページその他当組合が相当と定める方法にて告知することにより、当該告知に記載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

以 上

2020 年 11 月 1 日現在